

総務大臣

野田 聖子 様

# 国の施策等に関する 提案・要望書

(平成29年11月)

鳥 取 県

# 鳥取県中部地震からの復興に係る財政支援について

## 《提案・要望の内容》

- 平成28年10月21日に鳥取県中部を震源に発生したマグニチュード6.6の地震により、県内の公共土木施設、農地・農林業用施設はもとより、人的被害や住家被害が多数発生したほか、観光産業等への風評被害、農作物被害、文化観光施設等についても多くの被害が発生した。
- 県及び市町村は、復興に向け全力を挙げているところであるが、震災からの復興を着実に成し遂げるため、今後も住宅の復旧支援、経済産業分野の復興・振興対策や観光需要回復に向けた取組などの復興対策に総力を挙げて取り組む必要がある。
- については、今年度も引き続き復興対策に多額の財政負担が生じることから、県及び市町村への特別交付税措置などの財政支援について配慮すること。

## <提案・要望の背景>

### ○復興に向けた主な課題（住宅関連）

- ・被災住宅のブルーシートによる応急対応 → 残り15%（337棟→51棟）
- ・被災による公営（県営＋市町村営）住宅への入居者 → 残り48世帯
- ・全壊、大規模半壊住宅の復旧状況 → 33件のうち、改修工事完了は8件のみ

### ○主な復興・振興対策

#### <H28 補正予算>

- ・被災した住宅の再建及び修繕の支援、避難所の設置、備蓄物資の補充
- ・中小企業等の資金繰りの支援、農林水産業共同利用施設の復旧支援
- ・元気な鳥取県を情報発信、国内外に向けた誘客宣伝、国内向け旅行商品造成に対する支援
- ・被災した公共・公用施設の復旧、公共土木施設の災害復旧事業 など

⇒合計 事業費ベース52億円（うち一般財源ベース14.5億円）

#### <H29 当初予算＋H29.6月補正予算＋H29.9月補正予算>

項目	支援内容
震災の経験を活かした地域振興・地域防災力強化	・中部地震の課題検証、復興に向けた住民活動への支援 ・市町村が行う防災及び危機管理に関する事業への支援 事業費2.3億円（一般財源1.7億円）
風評被害対策	・元気な鳥取県を情報発信、国内外に向けた誘客宣伝等 ・団体バスツアー商品造成、国内向け旅行商品造成に対する支援 事業費2.4億円（一般財源2.4億円）
住宅耐震化・生活復興支援	・住宅・建築物の耐震化支援 ・被災した伝統的な町並みの景観補修に対する支援 事業費1.4億円（一般財源1.4億円）
経済産業、農林水産業の復興・振興	・被災企業の資金繰りや施設復旧に対する支援 ・農地・水路、農林道など農林業生産基盤の整備・補修に対する支援 事業費12.3億円（一般財源11.3億円）
公共・公用施設の復旧	・被災した公共・公用施設の復旧（庁舎、文化施設、社会体育施設、県営住宅、学校・学校関連施設等） ・公共土木施設の災害復旧事業 事業費22.3億円（一般財源2.0億円）

⇒ 合計 事業費ベース41億円（うち一般財源ベース18.8億円）

・H29 当初	事業費： 3.4億円（うち一般財源12.1億円）
・H29.6月補正	事業費： 6.5億円（うち一般財源 6.5億円）
・H29.9月補正	事業費： 0.2億円（うち一般財源 0.2億円）

## 地方税財源の充実・強化について

### 《提案・要望の内容》

#### 【消費税率引上げに伴う地方財源の確保】

- 消費税率引き上げによる財源の用途変更により、地方財政や社会保障財源に影響を与えることのないよう、用途変更による地方負担の増も含めて、国の責任において確実に地方税財源の確保を行うこと。

#### 【地方交付税関係】

- 今後、地方創生を本格的に展開し、実現していくためには、更なる人口減少対策や地域経済活性化等の施策の充実・強化が必要であること、また、社会保障関係費がさらに増嵩することなどを踏まえ、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方交付税総額・一般財源総額を確保すること。
- 本県のような財政力の弱い自治体は地財ショック、リーマンショック等の厳しい危機的な財政状況を、不断の行財政改革努力により切り抜け、最低限必要な基金残高を死守しているのが実情であり、地方の基金残高の増加を理由に、一律に地方財政計画を圧縮し、地方交付税を削減することのないようにすること。
- トップランナー方式による歳出効率化の成果を地方交付税の削減につなげるのではなく、業務改革を先行実施している団体のインセンティブ効果を削減しないように基準財政需要額に復元するとともに、地理的要因や人口規模等によりスケールメリットが働かない地域の実情に配慮した措置を行うこと。
- 累増する臨時財政対策債について、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な改革等を行うこと。また、その償還額が累増していることを踏まえ、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること。
- 地域経済活性化等の取組を地方が責任をもって実施することができるよう、歳出特別枠（地域経済・雇用対策費）を実質的に堅持し、財政力の弱い地方に配慮した現行の算定方法を継続すること。
- 景気回復局面においても都市部に比べ税収の伸びが期待できない地方部に配慮し、地方税源の偏在による財政力格差の是正を図ること。
- 地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用等を確保するための地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、平成 32 年度より「会計年度任用職員」制度が新たに導入され、期末手当の支給などが可能とされたが、これにより地方自治体に新たに過大な財政負担を生じさせないように、財源措置を講じること。

#### 【税制関係】

- 森林環境税（仮称）について、早期実現を図ること。また、市町村が行う事業に関する県の支援等業務が新たな行政需要として発生するため、それに対応した税財源を県へ配分すること。
- ゴルフ場利用税は平成 29 年度税制改正大綱で「長期的に検討する」とされたが、県及び所在市町村の貴重な財源であることから、引き続き現行制度を堅持すること。

## 地方創生の着実な推進について

### 《提案・要望の内容》

- 地方創生の推進に向けて、地方がその地域の実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、平成29年度地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充し、十分な一般財源総額を確保すること。
- 「地方創生推進交付金」に係る地方財政負担については、平成30年度以降も「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。